d　受領締約国政府は、送付済秘密情報を保護するために、必要な保安検査が実施され、及び関連する秘密保持政策が遵守されることを確保するための適当な措置をとること。

e　受領締約国政府は、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定すること（当該手続の概略は、手続取決めに掲げられる。）。

f　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、提供された目的以外のいかなる目的のためにも、送付済秘密情報を使用しないこと又はその使用を認めないこと。

g　受領締約国政府は、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

h　提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限並びに送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従うこと。

i　受領締約国政府は、送付済秘密情報が第三の協力者に対し提供可能であることを提供締約国政府が特定する場合には、送付済秘密情報を当該第三の協力者に対し提供することができること。

第六条　送付済秘密情報へのアクセス

受領締約国政府は、送付済秘密情報を個人（契約者を含む。）に対し提供する前に、施行されている国内法令に従って、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められてはならないこと。

b　送付済秘密情報へのアクセスは、次の(i)及び(ii)に規定する全ての条件を満たす個人に限定されること。

(i)　公務の遂行のため送付済秘密情報へのアクセスを必要とすること。

(ii)　必要な水準までの有効な秘密情報取扱資格を有していること。

c　個人への秘密情報取扱資格の付与が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用できかつ信頼し得るか否かを示す全ての入手可能な情報に基づき行われること。

d　送付済秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、cに規定する基準が満たされるよう、秘密情報取扱資格を付与するための適当な調査が実施されること。

e　送付済秘密情報へのアクセスが認められる全ての個人が、当該送付済秘密情報を保護するための責任について通知されること。

f　提供締約国政府が要請したときは、送付済秘密情報を受領する個人が必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること及び当該個人が公務の遂行のために送付済秘密情報へのアクセスを必要とすることについて、書面による保証が提供締約国政府に与えられること。

第七条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、両締約国政府が書面により相互に決定する場合又は送付済秘密情報が契約者に対し提供可能であることを提供締約国政府が特定する場合には、送付済秘密情報を契約者に対し提供することができる。受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対し提供する前に、施行されている国内法令に従って、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　契約者及び契約者の施設が、送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

b　送付済秘密情報がこの協定及び実施取決めに従って保護されることを確保するために、契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査が実施されること。

第八条　施設の保安

受領締約国政府は、施行されている国内法令に従って、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　送付済秘密情報が取り扱われる全ての施設が、この協定及び実施取決めに従って保全されること。

b　送付済秘密情報が取り扱われるそれぞれの施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有し、かつ、必要な水準までの有効な秘密情報取扱資格を有する個人が指名されること。

c　送付済秘密情報が取り扱われるそれぞれの施設について、有効な秘密情報取扱資格を有する個人であって、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されているものの登録簿が保持されること。

第九条　送付済秘密情報の保管

1　受領締約国政府は、第六条の規定に従って送付済秘密情報へのアクセスを許可された個人のみが当該アクセスを保証されるような方法により送付済秘密情報が保管されることを確保するため、施行されている国内法令に従い、適当な措置をとる。

2　電子的形態をとる送付済秘密情報の保管のために使用される全ての情報制度は、施行されている国内法令の下で、両締約国政府又は両締約国政府の権限のある当局の間で作成する手続に従って保護される。

第十条　送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。全ての秘密情報について、提供締約国政府は、当該秘密情報が送付されている間は、提供締約国政府の施行されている国内法令に従い、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで当該秘密情報の保管、管理及び秘密保持について責任を有する。

第十一条　送付されている間の秘密保持の義務

1　両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

(i)　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報は、封印された若しくは開封を表示する封筒又は秘密保持袋に同封した別の封印された又は開封を表示する封筒に入れて送付される。同封した封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii)　同封される文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii)　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報を含む包みであって、両締約国政府の間で送付されるもののために受領証が用意される。同封される秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者により署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i)　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、被覆された車両により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　一時的に発送を待つ間、装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報は、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。適当な秘密情報取扱資格を有する許可された職員のみが、当該保管区域にアクセスを有するものとする。

(iii)　送付されている間に、装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる秘密情報の管理者が変わる場合又は当該秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合のいずれの場合であっても、受領証は取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c　電子的送付

(i)　電子的手段により送付される秘密情報は、送付されている間、当該秘密情報の水準に照らし適当な暗号を使用することにより保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持に関する認定を受ける。